

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 6 年 12 月 5 日）

府省名	厚生労働省
対象事業名	労働基準法関連手続

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年)	オンライン 手続件数 (令和元年)	オンライン 利用率 (令和元年)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
49212	1 年単位の変形労働時間制に関する協定届	1 申請等	6 民間事業者等	1 国	390,792	5,926	1.52%	50%	令和 8 年度末
49798	時間外労働・休日労働に関する協定届	1 申請等	6 民間事業者等	1 国	1,775,045	33,499	1.89%		
49828	就業規則（変更）届	1 申請等	6 民間事業者等	1 国	800,832	34,111	4.26%		

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

別紙のとおり

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

オンライン化済み

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none">・ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届・ 時間外労働・休日労働に関する協定届・ 就業規則（変更）届
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>（1年単位の変形労働時間制に関する協定届） 使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、1年以内の一定の期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間を超えないよう定め、当該協定を所轄労働基準監督署長に届け出るもの。これにより、当該協定の定めにより特定された週、日において法定労働時間を超えて労働させることができる。</p> <p>（時間外労働・休日労働に関する協定届） 使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を所轄労働基準監督署長に届け出るもの。これにより、当該協定の範囲で法定労働時間を延長し、又は、休日に労働させることができる。</p>

(就業規則(変更)届)

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。

【年間総手続件数(令和5年)、オンライン利用率(令和5年を含む過去5年間)】

※総手続件数、オンライン利用率については年単位で算出。

手続名	年間総手続件数	オンライン利用率				
		令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1年単位の変形労働時間制に関する協定届	406,935	1.52%	3.12%	9.11%	13.62%	17.90%
時間外労働・休日労働に関する協定届	2,013,375	1.89%	3.99%	13.79%	21.62%	27.39%
就業規則(変更)届	1,102,309	4.26%	9.71%	23.15%	38.64%	43.72%

<p>オンライン利用率 目標・取組 期間と設定 の考え方 (主要な 手続につ いて目標 設定)</p>	<p>【目標】 オンライン利用率 50% (3手続合計) (定義) オンライン利用率 = 対象手続の電子申請件数 / 対象手続の総手続件数</p>
	<p>【取組期間 (達成期限)】 令和8年度末まで</p>
	<p>【目標・期間設定の考え方】 令和5年度までに20%まで引き上げることを目標に、電子申請利用率の向上を図ってきたところ、3手続きの合計の電子申請利用率は、令和4年(26.12%)、令和5年(31.41%)の実績において目標を達成した。 電子申請利用率(3手続合計)は令和4年(26.12%)から令和5年(31.41%)にかけて5.29%の伸び率となっており、引き続き電子申請率向上のための取組を継続することで、この伸び率を継続させるとして、目標値を50%と設定した。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	オンライン利用における利便性の向上等
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和6年度において、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、36協定届について、届出の内容が各事業場で異なる場合でも本社一括届出ができるよう、既存の労働条件ポータルサイト（確かめよう労働条件）内にある申請様式作成支援ツールを改修し、e-Gov 電子申請サービスとの連携による電子申請機能を設けることにより、利便性を高め、オンライン利用率向上を図る。
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】 システム改修等により、利便性を高めるための機能強化等を図る。
		【取組期限（期間）】 令和6年度末
	アクション プラン b	【取組内容】 機能強化等について、各種機会を捉え周知を実施する。
		【取組期限（期間）】 令和8年度末
	アクション プラン c	【取組内容】
【取組期限（期間）】		

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

更新・公表については省内の方針に沿って対応予定。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

公労使で構成される労働条件分科会において、オンライン申請件数をもとにご審議いただき、議事録を厚生労働省ホームページに公表する。

7. 基本計画の見直し

第三者チェックの結果を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直し、改定を行う。